

法学部の授業実施ガイドライン

教務委員会委員会

令和4年第2学期の授業について、3月16日の地震の復旧工事も終了し、対面での実施も可能となった。BCP レベル1における法学部での講義・演習は、下記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ実施する。

(1) 授業の実施方法について

- ・10月3日(月)より開始される後期の授業について、主として対面で実施する。各科目の具体的な授業実施方法については、各科目のシラバスをご確認ください。
 - ・**新型コロナウイルス感染者およびその疑いのある者が授業を欠席した場合に、その学生の授業を継続できるよう(不利にならないよう)毎回授業を録音するなどの配慮する。**
- ＜新型コロナウイルス感染拡大防止のために授業を欠席した場合の配慮について＞
<http://www.law.tohoku.ac.jp/post-7452/>

(2) 対面授業受講の際のルール

- ・学生及び担当教員は、毎日の検温を行い、発熱等、体調不良の場合は対面授業(講義・演習)に参加出来ない(体調回復後も72時間経過までは自宅静養を行うこと)。新型コロナウイルス感染症対策(体調不良者対応等)フロー図：
https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/condition/flow_jp.pdf
体温測定については、文科系総合講義棟1階と法学研究科棟1階サーモグラフィーを設置している。
- ・学生は講義室・演習室等に入退室する際は、各部屋に掲示されているQRコードを読み取り、入退室の登録を行う。その際、体温の登録も必要となる。
- ・教室利用時はマスクを着用する(厳守)。マスクがない場合には、担当教員へ申し出る。
- ・各教室等の出入口に消毒液を用意し、手指消毒の上、入退室する。(入室前後の手洗いでも可)
- ・教室の利用時は、換気に注意し、原則窓・入口ドアを開放する。ただし、授業実施に支障があるため開放出来ない場合は、定期的に換気を行うこと。
- ・質疑応答のためにマイクを使うことは控える。教員のマイクは使用の都度消毒を行うこと。
- ・消毒液、ペーパータオルを各部屋の入口に設置してある。
- ・教室の出入口は、入口専用と出口専用に分け、出入口付近での受講者同士の接

近を回避する。

- ・授業の前後において、受講学生同士が、密集し、会話をすることを控える。
- ・授業資料等を配布する場合、事前に机に置くなどし、手渡しの配布は禁止する。
- ・持ち込んだ荷物等は、必ず身近に配置し、退出時にはごみ等も含め必ず持ち帰る。

(3) 使用教室等について

- ・講義に使用する教室については、時間割表記載の教室とするが、受講者決定の状況により調整をすることがある。

参考（受講者上限数）

法1講義室：320名、法2講義室：250名、法3講義室：186名

- ・演習に使用する教室については、時間割表記載の教室とし、第2演習室、第3演習室、第4演習室、第5演習室各20名を受講者数の上限とする。